

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイの持ち出し等について次のとおり指示する。

平成19年3月30日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山崎 賀津 雄

1 指示内容

(1) コイの持ち出し等の禁止

- ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面で鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出したうえ、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。
- イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

- ア 当該水域には、いかなるコイも放流してはならない。
- イ 当該水域を除く県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守しなければならない。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

- ウ 生死を問わず、県内公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで